

「ビル用引違い窓・片引き窓に関する保守管理上のお願い」について

平成14年2月19日

(社)日本サッシ協会

＜建物管理責任者等へのお願い事項＞

引違い窓等は無理な開閉操作や障子の落下防止装置（以下、「外れ止め部品」という）が正常に機能していない場合は、障子が落下する恐れがあります。
建物を管理する場合は、次の点について充分ご理解頂きますようお願いいたします。

1、障子の落下防止のため、下記の取扱い等について管理を徹底願います。

- (1) 「外れ止め部品」の操作注意のため、サッシ本体に「注意ラベル」が貼付けられており、操作はその方法に従ってください。
表示例：落下防止のため、外れ止め部品を必ずかけてください。
操作方法等が図示されています。
- (2) 窓の「取扱説明書」について、建物管理責任者等は十分な理解をお願いいたします。
 - ・ 「取扱説明書」には、「外れ止め部品」の機能、操作方法について明記してありますので、確実に内容を把握し、取扱いについて注意してください。
表示例：メンテナンスのため障子を外した後、再び窓枠に取付けた時は、注意ラベルに従って外れ止め部品を必ずかけてください。
外れ止め部品が正しくかかってないと、障子が落下し、人身事故や物損事故につながる恐れがあります。
 - ・ 引渡し時において、サッシメーカーより建築物施工業者を通じて、施主等の建物管理責任者へ、「取扱説明書」を提出していますので確認してください。
- (3) 障子の開閉は、次のような無理な開閉操作が行われないよう注意してください。
 - ・ 急激な開閉操作。
 - ・ 障子を持ち上げ、外部側に振り出すような開閉操作。
(特に、学校などは悪ふざけによる危険な操作が行われないよう注意が必要です。)
- (4) 窓の外部側を清掃される場合は、足場を確保し、窓を身体の支えにしないでください。

2、適切な保守メンテナンスを実施願います。

- (1) 「外れ止め部品」が確実に取付けられているか、また正常な状態として機能しているか、「注意ラベル」が汚損または無くなっていないか等、定期的に点検・確認してください。
「外れ止め部品」の、変形・破損・欠落等がないか等。
特に、不特定の人が利用する建物は、破損・汚損が考えられます。
- (2) 下枠のレール部分にゴミ等の障害物がある場合は、開閉の際にそれに乗って障子が外れる恐れがあるので清掃を行ってください。
- (3) メンテナンス時において、既設部品を他のメーカー部品に取替えるなど、手を加えないようにしてください。
メンテナンス発生の場合は、当該サッシメーカーに依頼を行ってください。
- (4) 適切な保守メンテナンスを行うことにより、商品を安心してご使用できるとともに、不測の事故を未然に防止することができます。

以上